

令和6年度前橋市民間保育関係施設障害児保育事業補助金交付要項

令和6年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市こども未来部こども施設課（保健センター2階）

電話 027-220-5706（直通）

電子メールアドレス hoiku@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	民間保育関係施設が行う障害児保育に係る人件費及び食材費の一部を補助することにより、障害の程度を問わず、保育所への受け入れを円滑にし、心身障害児福祉の推進を図ることを目的とします。
内容等	<p>補助対象者</p> <p>以下の1及び2のいずれにも該当する者</p> <p>1 前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例施行規則第2条の2に規定する民間保育所、前橋市特定教育・保育施設における保育の実施に関する規則第3条に規定する認定こども園及び第4条に規定する幼稚園</p> <p>2 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
交付の対象となる事業、対象経費	<p>1 対象事業 障害児保育の需要に応えられる保育体制を維持する事業。</p> <p>2 対象経費 上記事業を行うために必要となる保育士の人件費及び食材費とします。</p> <p><b>【注】</b> 補助対象者が課税事業者（消費税法（昭和63年法律第108</p>

	<p>号) 第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されている事業者以外のもの) である場合、この補助金に基づき実施する事業の仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいいます。以下同じです。)は、対象外経費です。</p>
<p>交付金額</p>	<p>次の区分により、それぞれ算出された額です。</p> <p>1 障害児保育補助</p> <p>こども施設課に所定の報告を行い、障害児の認定を受けた児童を受け入れている、障害児の対応のために職員を障害児1人あたり0.5人以上配置している民間保育関係施設。 月額129,500円×各月初日現在の障害児数×入所月数を限度とします。</p> <p>障害児の認定基準は次のとおりとします。</p> <p>(1) 身体障害児：身体障害者手帳を交付された児童 (2) 知的障害児：療育手帳を交付された児童、 児童相談所で知的障害と判定された児童 (3) 精神障害児：精神障害者保健福祉手帳を交付された児童 (4) 発達障害児：専門医による発達障害の診断を受けた児童 (5) 医療的ケア児：施設における医療的ケアの実施を要する児童 上記いずれかの基準を満たし、集団保育が可能で、日々通所できる児童(ただし、私学助成(特別支援教育経費)の支給対象障害児は除く。前橋市特定教育・保育施設における保育の実施に関する規則第2条に規定する「1号認定子ども」の児童であり4条に規定する幼稚園の児童については、前橋市内に住所を有する入所児童を対象とします。)</p> <p>2 アレルギー児保育補助</p> <p>医師作成の「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づく代替食等を調整する児童で、こども施設課に所定の報告を行い、補助金該当の認定を受けた児童を受け入れている民間保育関係施設(前橋市特定教育・保育施設における保育の実施に関する規則第2条に規定する「1号認定」の児童であり第4条に規定する幼稚園の児童については、前橋市内に住所を有する入所児童を対象とします)。</p> <p>1人につき食材費 月額4,000円 補助金該当基準は次のとおりです。</p> <p>(1) 保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表に基づき保育施設での生活において特別な配慮や管理が必要と認められた児童のうち次のいずれにも該当する児童</p> <p>ア 食物アレルギー原因食品のうち、鶏卵、牛乳・乳製品、小麦のいずれかを除去し代替給食の対応をしている児童。 イ おおむね週に5回以上、給食提供を給与している状況にある児童。</p>

		<p>(2) 除去食のみの場合は対象外とする。</p> <p>(3) 1歳の誕生日の翌月以降を対象とする。</p>								
	交付条件	<p>1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助対象者は、補助の交付決定の内容やこれに付された条件に拘束され、これに従って事業を遂行しなければなりません。</p> <p>4 補助金の額は、年度の途中において改定することがあります。この場合、既交付額と改定後の差額を追加交付し、又は返還していただくことがあります。</p> <p>5 補助金は予算の範囲内の交付となります。</p>								
交付手続等	交付申請の方法、時期等	<p>補助対象者は次の書類により申請してください。</p> <p>1 交付申請書</p> <p>2 保育所関係施設補助金計画書</p> <p>3 財産目録及び貸借対照表</p> <p>4 消費税等課税区分届出書</p> <p>5 その他市長が必要と認める書類</p> <p><b>【注】</b>消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、（これに補助率を乗じて得た額を）減額して申請してください。ただし、申請時において、当該補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではありません。</p>								
	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、提出日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。								
	請求の方法、支払時期等	<p>1 交付決定後、次の書類により請求してください。</p> <p>(1) 補助金概算払請求書</p> <p>(2) 障害児保育事業補助金所要額調書</p> <p>(3) 障害児保育状況報告書</p> <p>(4) アレルギー児保育児童名簿</p> <p>2 補助金の支払時期及び交付金額は、次のとおりです。</p> <p>保育所、認定こども園及び幼稚園</p> <table border="1" data-bbox="518 1697 1390 1870"> <tr> <td>期別</td> <td>第1期</td> <td>第2期</td> </tr> <tr> <td>支払時期</td> <td>令和6年11月</td> <td>補助金額確定後</td> </tr> <tr> <td>交付金額</td> <td colspan="2">原則としてそれぞれ当該月以前6か月分の額を交付します。</td> </tr> </table> <p>3 第2期については、実績報告書の提出後、補助金額が確定しますので、補助金額が確定した後、補助金の未交付分があるときは、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。</p>	期別	第1期	第2期	支払時期	令和6年11月	補助金額確定後	交付金額	原則としてそれぞれ当該月以前6か月分の額を交付します。
期別	第1期	第2期								
支払時期	令和6年11月	補助金額確定後								
交付金額	原則としてそれぞれ当該月以前6か月分の額を交付します。									

対象事業等が、変更、中止又は廃止となった場合の手続き	<p>1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続が必要となります。</p> <p>2 変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>
変更等承認決定の時期等	変更等承認申請書を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、通知します。
実績報告書の提出等	<p>1 事業が完了した日から30日以内に、次の書類を提出してください。</p> <p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 障害児保育事業補助金実績内訳書</p> <p>(3) 障害児保育状況報告書</p> <p>(4) アレルギー児保育児童名簿</p> <p>(5) 収支決算書</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>ただし、報告期限の日までに収支決算書が理事会の承認がされていない場合、収支決算見込書を期限内に報告し、理事会終了後、承認された収支決算書を直ちに報告する。</p> <p>2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p> <p><b>【注】</b>収支決算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。  <b>【注】</b>消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した場合において、当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告してください。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合超える部分の金額</p> <p><b>【注】</b>消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請及び実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費税</p>

		等仕入控除税額報告書を速やかに提出し、対象外経費となる仕入に係る消費税等相当額に相当する額を返還しなければなりません。
様式	申請書等の書式	1 交付申請書兼誓約書（様式第1号） 2 交付決定通知書（様式第2号） 3 変更等承認申請書（様式第3号） 4 変更等承認通知書（様式第4号） 5 実績報告書（様式第5号） 6 補助金額確定通知書（様式第6号） 7 補助金概算払請求書（様式第7号） 8 補助金精算書兼交付請求書（様式第8号） 9 消費税等課税区分届出書（様式第9号） 10 消費税等仕入控除税額報告書（様式第10号）
その他	備考	交付手続き等に係る提出書類への押印は、省略を可能とします。 この場合、電子メールによる書類の提出を可能とします。 ただし、押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するために、必要に応じて電話等で確認を行う場合があります。